

## プレ・ヒアリングに係るQ & A

平成19年2月2日  
日本証券業協会

### 1. 行為規制府令関係

(1) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令（以下、「行為規制府令」という。）第4条第18号に規定する「募集」の範囲はどのようなものか。

行為規制府令第4条第18号に規定する「募集」とは、「証券取引法第166条第2項第1号イに掲げる募集」すなわち、「会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資証券を引き受ける者を含む。）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定（当該上場会社等が外国会社である場合に限る。）によるものを含む。）又は同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集」を意味し、具体的には以下の行為が含まれることとなります。

証券取引法上の募集及び私募（海外におけるオファリングを含む。）  
発行会社の自己株式処分

他方で、発行会社による自己株式処分を伴わない売出し及びブロックトレードは、上記募集の範囲外となります。

なお、上記のとおり、売出し及びブロックトレードは、今回新設される行為規制府令第4条第18号の規制の対象外とされていますが、当該取引を行うことによって、主要株主の異動等の重要事実が発生する場合には、調査対象者等が、インサイダー規制の対象となり得ることに留意する必要があります。

(2) 行為規制府令第4条第18号に規定する「当該募集に係る有価証券」の範囲はどのようなものか。

「当該募集」とは、「証券取引法第166条第2項第1号イに掲げる募集（上場会社等の発行する有価証券に係るものに限る。）」を意味し、当該募集の定義は上記（1）のとおりであるところ、具体的には以下の有価証券が「当該募集に係る有価証券」に含まれます。

「当該募集に係る有価証券」に含まれる有価証券

イ 上場会社等である株式会社が発行する株式又は処分する自己株式

ロ 上場会社等である外国会社が処分する自己株式

ハ 上場会社等である協同組織金融機関が発行する優先出資（以下「優先出資」という。）

二 上場会社等である株式会社が発行する新株予約権（新株予約権付社債を含む。以下同じ。）

そして、ここに言う「上場会社等」とは、行為規制府令第4条第9号において、「証券取引法第163条第1項に規定する上場会社等をいう。」とされていることから、具体的には以下の者がこれに該当します。

「上場会社等」に該当する者

- イ 証券取引所に上場されている又は取扱有価証券として指定されている社債券（一定の要件を満たす特別目的法人の発行する債券を除く。以下同じ。）優先出資証券、株券又は新株予約権証券の発行者
- ロ 証券取引所に上場されている又は取扱有価証券として指定されている社債券、優先出資証券、株券又は新株予約権証券の性質を有するものの発行者である外国法人
- ハ 証券取引所に上場されている又は取扱有価証券として指定されているDRを裏付ける社債券、優先出資証券、株券又は新株予約権証券の性質を有するものの発行者である外国法人

以下のものは、行為規制府令第4条第18号の「当該募集に係る有価証券」には該当しないこととなります。

- ・ 社債、REIT
- ・ のロ及びハの外国法人のいずれにも該当しない者が発行する株式
- ・ 新規公開の際の募集に係る株式（ のイに該当する発行者に係るものを除く。）

(3) 行為規制府令第4条第18号の規制は、あくまでも証券会社又は証券会社から委託若しくは募集に係る法人関係情報の提供（以下「委託等」という。）を受けた第三者（以下「証券会社等」という。）による上場会社等の「募集」に係る「需要調査」を行うための規制であるとの理解でよい。

ご指摘のとおり、証券会社等が上場会社等の「募集」に係る「需要調査」を行う際に、当該募集に係る法人関係情報を提供する行為が規制の対象となります。

したがって、以下のケースは行為規制府令第4条第18号の対象外であるものと考えられます。

証券会社が、需要見込み以外の確認（例えば外部弁護士や会計士、企業統治の観点からの関連会社への連絡など業務遂行のために必要な外部との確認）を行おうとする際に、当該募集に係る法人関係情報を提供すること

証券会社等以外の者が募集に係る需要調査を行う場合（例えば、一般事業会社が第三者割当増資を行う際に自ら割当先を探してくる行為等）に、当該募集に係る法人関係情報を提供すること

及び については、行為規制府令第 4 条第 18 号における需要調査には該当しないものの、情報提供先は、第一次情報受領者等として、インサイダー規制の対象になり得ることに留意する必要があります。

外形的には に該当するような場合（例えば、外国証券業者自身が需要調査を本邦証券会社からの委託又は情報提供を受けずに実施する場合等）であっても、証券会社から発行会社に対し、当該外国証券業者に直接連絡を取るよう仕向けるような行為があった場合には、当該外国証券業者が行為規制府令第 4 条第 18 号の第三者とみなされる可能性があることに留意する必要があります。

(4) 調査対象者又は証券会社から委託等を受けた第三者となる主体は、個人であると解されるが、募集に係る上場会社等の特定有価証券の売買等の制限は、当該個人が所属する法人全体の取引にも及ぶこととなるのか。

調査対象者又は第三者となる個人（以下、「情報受領者」という。）が法人に所属する場合であっても、情報受領者が所属する法人に所属する他の個人が当該プレ・ヒアリングに係る法人関係情報から完全に遮断されている場合には、これらの他の個人が執行しようとする特定有価証券の売買等については特段制限が課されないこととなります。

なお、情報受領者が、同人が所属する部署あるいは管理統括部門等の関連部署に所属する他の個人に対し法人関係情報を提供しようとする場合には、当該提供を受ける者が、当該調査の内容に係る業務を行う等のために当該法人関係情報の提供を行うことが不可欠な者であること、及び 当該調査対象者との契約によって特定有価証券等の売買等を行わない義務及び当該法人関係情報を漏らさない義務を負わせることが必要となってきます。

(5) 行為規制府令第 4 条第 18 号イ(2)及びロ(2)では、「特定有価証券等に係る売買その他の（中略）有価証券指数等先物取引（中略）を行わないこと」を約させることとされている。

例えば、日経平均株価指数採用銘柄の募集に係るプレ・ヒアリングであれば、当該銘柄が含まれる日経平均先物取引自体も行ってはならないということか。

証券取引法第 166 条に規定されるインサイダー取引規制と同様に、日経平均、TOPIX 等の有価証券指数を対象とする先物取引やオプション取引は行ってはならない取引には含まれないものと考えられます。

(6) どのような場合に行為規制府令第 4 条第 18 号イ(2)、ロ(2)における「公表」があったものとして取り扱えばよいか。

同号イ(2)、ロ(2)における調査対象者等は、証券取引法第 166 条第 1 項のインサイダー規制の対象者となり得ること、及び 実務上、法人関係情報は証券取引法第 166 条第 2 項の重要事実該当する機会が多いことに鑑みれば、証券取引法第 166 条第 4 項におけ

る「公表」(インサイダー規制における「公表」)が行われたことをもって、行為規制府令第4条第18号イ(2)、ロ(2)における「公表」が行われたものとして取り扱うべきものと考えられます。換言すると、証券取引法第166条第4項の公表が行われるまでの間は、仮にメディア等で報道がなされたとしても、「公表」が行われたものとして取り扱うべきではないものと考えられます。

## 2. 理事会決議関係

(1) 「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて(理事会決議)」(以下、「理事会決議」という。)第2条第6号で定める「又はこれに相当する外国法人」とは、具体的にどのような外国法人をいうのか。

例えば、会員が証券業を営む上で海外での活動を共同して営む契約をあらかじめ締結している外国証券業者及び当該外国証券業者の特定法人等に相当する外国法人(外国証券業者に関する法律第14条第1項において準用する証券取引法第32条第1項の規定中「当該外国証券会社」を「当該外国証券業者」と読み替えた場合において、当該外国証券業者の「特定法人等」に相当する外国法人等をいいます。)が、これに相当するものと考えられます。

(2) 理事会決議第9条で「原則として法第2条第8項第4号に定める引受けを伴う国内における募集に係るプレ・ヒアリングは行わない」とあるが、この規定の意味如何。

第9条は、あくまで、国内募集のうち、証券取引法第2条第8項第4号に定める引受けを伴うもの(証券取引法第2条第3項の募集及び会社法第199条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいう。)に係るプレ・ヒアリングを禁止しようとする趣旨の規定であり、いわゆる第三者割当に係るプレ・ヒアリングを禁止しようとする趣旨の規定ではありません。

ただし、証券取引法第4条第1項において、有価証券の募集又は売出しに関する届出を行う前に、当該有価証券の勧誘を行うことができないこととされており、また、行為規制府令では、第4条第9号において、法人関係情報を提供して勧誘する行為を禁止していることからして、いわゆる第三者割当に係るプレ・ヒアリングであっても、証券取引法第4条第1項で禁止する募集又は売出しの届出を行う前に当該特定有価証券等を勧誘する行為、又は行為規制府令第4条第9号で禁止する法人関係情報を提供して勧誘する行為に該当することのないように当該プレ・ヒアリングを行わなければならないことには留意する必要があります。

### (参考)

本件については、「証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果について(平成18年10月4日付)における金融庁の回答では、「「勧誘」との違いを明らかにするため、「需要の見込みに関する調査」に係る具体的な行為の範囲を明らかにする必要はない」こと、また、「「需要の見込みに関する調査」における個別の行為が「勧誘」に該当するかどうかについては、個々の具体的な事例に即して判断を行う必要があるものと考えられます。本規定を設けた後もこの点については変更ない」旨の見解があらかじめ示されており、今後、当該具体的な例外事例が示されることはないものと考えられます。

特別会員においては、本文中、「証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(行為規制府令)とあるのは適宜「金融機関の証券業務に関する内閣府令」の該当条文に置き換え下さい。

以 上